

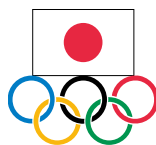
資料No. 1 - 1

第9回文部科学省政策会議

JOC関係資料

平成21年12月9日（水）

財団法人 日本オリンピック委員会



Japanese Olympic Committee

JOCの理念と活動

JOCの理念

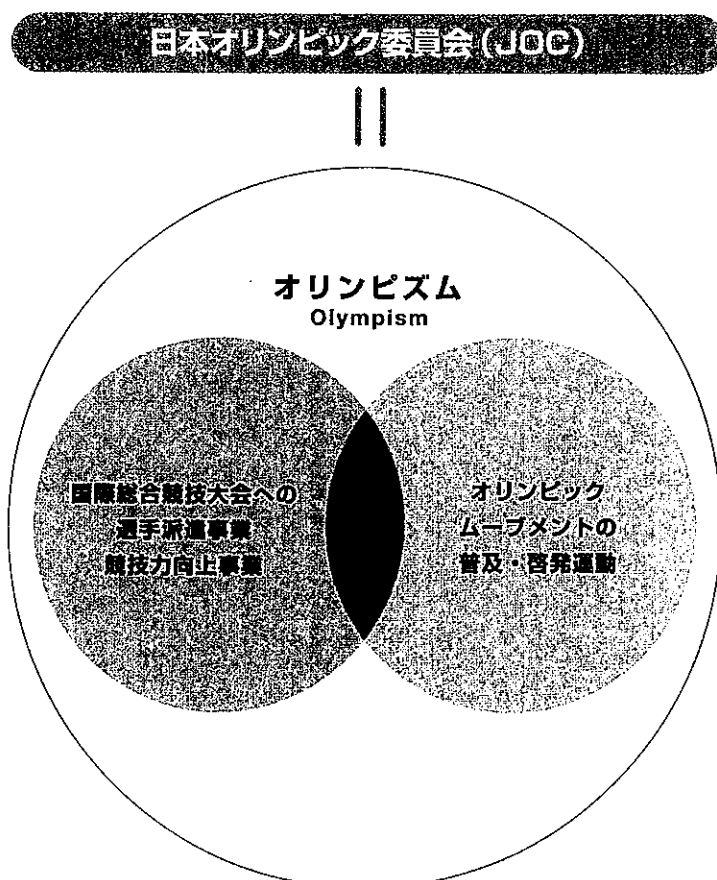
JOCの使命は、全ての人々にスポーツへの参加を促し、健全な肉体と精神を持つスポーツマンを育て、オリンピック運動を力強く推進することにある。オリンピックを通じて、人類が共に栄え、文化を高め、世界平和の火を永遠に灯し続けることこそ、JOCの理想である。

JOCの目的

オリンピック憲章に基づく国内オリンピック委員会として、オリンピックの理念に則り、オリンピック・ムーブメントを推進し、スポーツを通じて世界の平和の維持と国際的友好親善に貢献するとともに我が国のスポーツ選手の育成・強化を図り、もってスポーツ振興に寄与すること。

JOCの活動

JOCでは、オリンピック競技大会及びそれに準ずる国際総合競技大会への選手派遣事業、ならびにオリンピック・ムーブメント推進を目的とした事業を2本柱として活動を展開している。



スポーツ振興行政について

(JOCの立場から)

スポーツは、健康・体力の保持増進に加え、体を動かすことによる充足感、爽快感、達成感、満足感、連帯感などの精神的充足をもたらし、明るく豊かで活力に満ちた社会の形成に寄与するものです。また、先端的な学術研究や芸術活動と共有する人間の可能性の極限を追求する世界共通の文化的行為としても考えられ、国家、民族を超えた相互理解を促進するものです。

特に、オリンピック大会や国際競技大会等で展開されるトップアスリートの活躍は、見る人々に大きな感動や楽しみ、活力を与え、その成果は、青少年をはじめとする人々のスポーツ活動の普及・振興に好ましい影響をもたらしています。

このような意義を持つスポーツの振興及びそのための推進力となるトップアスリートの育成・強化の発展において、オリンピック理念に則り、オリンピック・ムーブメントを推進し、スポーツを通じて世界の平和の維持と国際的友好親善に貢献するとともに我が国スポーツ選手の育成・強化を図り、もってスポーツ振興に寄与することを目的として、重要な役割を担って活動しているのが財団法人日本オリンピック委員会（JOC）です。

スポーツ振興の推進力となるトップアスリートの育成・強化、つまり、国際競技力の向上のためには、オリンピック・ムーブメントの推進による国民の理解と支援が必要であり、オリンピック・ムーブメントの推進のためには、国際競技大会での我が国の選手達の活躍が必要となります。

したがって、国際競技力の向上とオリンピック・ムーブメントの推進は、JOCの活動の大きな両輪であります。そして、オリンピック日本開催の実現は、この両輪を推進していく上で、非常に重要な役割を担っていると言えます。

JOCは、スポーツ振興基本計画に基づき、2001年4月に“JOCゴールドプラン”を策定し、「国際競技力向上と維持のためのシステムづくり」、「競技間連携の促進」、「オリンピック・ムーブメントの推進」を掲げ、その実現に向け、具体的な施策に取り組んできました。

そして、2004年アテネオリンピック大会での成果を踏まえ、“JOCゴールドプランステージⅡ”として、「金メダル獲得数での世界トップ3を目指す」ことを目標に掲げ、その目標達成のために、他国の情勢を分析するとともに、

選手・コーチ、そして、さまざまな分野の専門家が「チームジャパン」のもと、日々選手強化活動をおこなっています。

2008年には、スポーツ界にとって半世紀に及ぶ悲願の「ナショナルトレーニングセンター」が設置され、JOCでは、この施設を有効に活用し、「チームジャパン」としての総合力を生かすための新たな取り組みをはじめています。才能ある選手を発掘し、育成し、世界と伍して戦える選手にまで強化するには長い期間を要します。また、2010年からユースオリンピック大会も開催されることとなり、これを機に、さらにスポーツを通じた青少年の健全な育成活動も、世界的に取り組むべき極めて重要な課題としてあげられています。

したがって、JOCを中心に各競技団体とともにスポーツ界が一丸となり、中長期的な視点を踏まえ、トレーニングの環境と、強化資金の充実と安定的な財源基盤の確立、指導者の育成、ネットワークの構築等をはじめとする施策を展開するとともに、このような活動に対する国民の理解を得るために、オリンピック・ムーブメントの推進にも取り組まなければなりません。

しかし、これらの諸施策を展開するには、現行の法律、制度、組織及び限られた財源等、スポーツ界の努力だけでは解決できない課題も多く、政府、地方自治体、企業、大学等とも連携した国を挙げた取り組みが必要となります。

そこで、トレーニング環境の充実、強化費の拡充、国際大会開催費補助、オリンピック招致に伴う財政保証、企業・大学・地方自治体等が支援しやすい環境づくりなど、国際競技力向上のための諸施策を国策として取り組んでいただきたくご提案申し上げます。

スポーツ振興に関する提案

1. 補助金・助成金関係について

○ 補助・助成先をJOCに一元化

国庫によるすべての競技力向上関係補助、スポーツ振興基金助成、スポーツ振興くじ助成は、窓口をJOCに一元化し、その活用の裁量をJOCに一任することで、全体の強化計画にそって効果的に、効率よく国際競技力向上を図ることができる。

○ 補助率のアップと対象科目の柔軟な運用

現行の国庫補助金は2/3、基金などは4/5という補助率になっているが、「スポーツは国策であり、その効果は国益である」という観点からすると100%補助であることが望ましい。難しい場合でも90%以上の補助とする。

財政的基盤の脆弱な競技団体では、自己負担分の財源を確保できず、JOCの補助、選手個人の自己負担等にたよっている。

また、補助・助成対象科目の範囲を広げるとともに、現実的に即した単価設定等変更可能な運用面での柔軟性のある仕組みの整備が必要である。

○ 複数年度補助制度の設置

オリンピックに向けた選手強化は4年、8年といったスパンで強化計画が組まれるため、最低でも4年間を見据えた予算を保障する。

複数年度での予算編成が行えることで、オリンピックに向けた中長期計画に基づいた選手強化が可能となり、選手強化費はより効率的に活用されることとなる。

○ 組織基盤の整備

スポーツ立国化の実現のために、JOC・中央競技団体の事務局機能の充実と質的向上を図るための人件費の助成事業の拡充。

2. ナショナルトレーニングセンター（NTC）関係について

○ NTC施設利用料金の無料化又は低廉化

ナショナルレベルの専用トレーニング施設にもかかわらず、専有面積に応じた施設利用料が設定されている。JOCでは各競技団体の利用促進を図るために、施設利用料、食費、宿泊費などの一部経費を負担することとしたが、JOCの予算を圧迫する結果を招いている。我が国のNTCも競技団体の負担を軽減し、選手やスタッフがトレーニングに専念出来る環境を一日でも早く実現させるためにも、NTC利用料金の更なる低廉化・無料化を図るべきである。

○ その他NTCの整備

NTC中核拠点では対応できない、競技（屋外競技、海洋／水辺系競技、冬季競技、高地トレーニング等）は、国内既存施設を「ナショナルトレーニングセンター競技別強化拠点」として指定・支援を実施している。

しかし、ハード面、ソフト面、システム面において諸外国と比較して見劣りする。屋外競技NTC、海洋／水辺系競技NTC、冬季競技NTC、高地NTCとなるよう整備しNTC中核拠点との連携・協力を図り、効果的に選手強化ができる環境整備が必要である。

○ 海外強化拠点の設置に関する助成制度の設置・拡充

2012年ロンドンオリンピックを初めとする海外で開催される国際総合競技大会対策として、海外拠点の設置・整備及びその拠点活用の促進に関する助成を拡充する。

○ 中高一貫のスポーツエリート校設置

JOCエリートアカデミーや各NFに属するユースエリート競技者などが集中的・継続的に強化活動が行えるよう、国立の中高一貫校をNTC等の近隣に設置する。

3. 民間資金導入のための支援について

○ オリンピックマーク等の知的財産の保護

JOCは、自己の持つマーク、エンブレム、スローガン等の知的財産を、支援企業に使用する権利を付与することにより、民間資金を確保している。このようなマーク等は、現状、商標法あるいは不正競争防止法により一部保護されているものの万全ではない。更なる保護のために国による法制化等の支援が必要である。

オリンピックマーク等の万全な保護は、オリンピック招致にも必要な条件として国際オリンピック委員会（IOC）より求められている。オリンピック開催国では法的整備がなされている。

○ 税制面での特別な優遇措置

マーケティング収入は収益事業と位置づけられ、JOCは公益法人として税制上優遇されているものの、課税され有効活用できていない。選手強化、スポーツ振興を推進するための目的税の導入も含め、指定寄付金等の税制面での優遇措置の推進が必要である。

○ 支援企業等への支援措置

近年の経済不況等による企業がかかえるスポーツチームの休廃部は、我が国の国際競技力の向上を図る基盤を揺るがしている。選手強化に支援をしている企業等に対し、税制面を含め、より支援をしやすい環境を整える必要がある。

また、国際競技力向上に関する寄付についても指定寄付金を適用すべきである。

4. 強化に専念できる環境整備について

■ コーチ・スタッフ等の指導者の充実

○ 謝金から契約・雇用へ

トップスポーツを支えるコーチ・スタッフは謝金支払いで雇用の形態にはなっていないため（平成21年度ナショナルコーチ除く）、多くの場合、国民年金や社会保険といふ社会保障制度への加入に関する全額が自己負担となる。

また、社会的な身分が保障されておらず、不安定な生活を強いられている。社会的な地位の向上やJOCとの契約あるいは雇用など、専任コーチ、強化スタッフ等の制度の改善を図ることが必要不可欠である。

○ 国際力の強化

国際競技力向上のために、世界の競技統括組織の方針、ルール改定、用具開発等の動きの情報を早く掴み、迅速に対応していかなばならない。そのためには、国際的に活躍できる人材を育成する国際人養成プログラムを展開する必要がある。

○ ナショナルコーチアカデミー修了資格の発展・展開と修了者の活用

ナショナルコーチアカデミー終了資格の学位（博士・修士）への発展と、トップスポーツにおける業績の学術業績化について検討する必要がある。また、高等教育機関におけるトップアスリート教員枠の確保に向けたシステム構築との連動も推進すべきである。

さらに、修了者が各ブロックエリアにスポーツコーディネーター／スポーツディレクターとして配置され活用されることで、地域におけるスポーツ振興にも寄与できるシステムも整備されるべきである。

■ アスリートの練習環境の整備

○ 奨学金、傷害・失業保険制度、互助制度等の確立

経済的に恵まれない学生競技者への学業費用援助や、世界選手権等に出場する直前の準備期間に対する給料の補償など、トップ競技者が競技と職業・学業を両立させるための資金援助、コンサルタントを行う支援団体の設立、システムの確立が必要である。

○ 女性トップアスリートへの出産、子育て支援制度の整備と充実

上記のように、トップアスリートへの社会保障制度の整備は十分でない。さらには女性トップアスリートへの出産、子育てに関する環境整備や配慮が不十分であるために、女性アスリートの競技継続を阻むことも多い。出産、子育てを経験した女性トップアスリートの活躍は、男女共同参画社会のモデルとなり得ることからも、女性トップアスリートへの出産、子育て支援制度が整備されるべきである。

○ トップアスリートの活用

スポーツ交流はもとより、トップアスリートとしてパーソナリティーや人的なネットワークを活かし、スポーツ以外の分野においても、スポーツ大使（アンバサダー）への活用や、スポーツ省（庁）が設置された場合にはスポーツ大臣として登用できる制度の整備が必要である。

○ 国家による報償金制度および勲章制度の整備

JOCによるオリンピック大会での報奨金制度はあるが、国家による報奨金制度を整備する必要がある。

また、スポーツ関係の顕彰は、文化・芸術と比べて十分なものとは言えず、スポーツを極めたアスリート、指導者の社会的な価値を評価するために、新たなスポーツ勲章制度を整備する必要がある。

5. 国際競技大会及び国際会議の招致における国の保証・支援

○ 招致における保証

国際競技大会やスポーツに関連する国際会議の日本招致は、オリンピック大会と同様、国際競技力の向上及びスポーツを通じた世界平和・青少年の育成等に大きな意義を持つ。しかし、その招致に際してはオリンピック大会同様、政府保証がなければ、日本開催が困難な場合があり、これらが可能になるような法整備が必要である。

○ 開催経費の補助

I OC, I F, アジア・オリンピック評議会（OCA）、各アジア競技連盟（AF）が主催する国際競技大会やスポーツ国際会議の日本開催には、多額の費用がかかる。これらは国のしっかりとした補助が必要である。

○ 国際人の養成

国際競技大会及びスポーツに関連する国際会議を日本で開催することは、スポーツにおける日本のリーダーシップを確立し、そして、国際的にも影響力を持つ人材を育成することにも繋がることにより、国策として取り組む必要がある。

○ 指定寄付金の対象項目に関する検討

我が国で開催されるオリンピック大会については、指定寄付金が適用されるが、オリンピック大会以外の国際競技大会や国際会議の開催については適用されない。

オリンピック大会と同様、国際競技力の向上及びスポーツを通じた世界平和・青少年の育成等、スポーツにおける日本のリーダーシップを確立するためにも指定寄付金の適用の拡大を図る必要がある。

6. オリンピックムーブメント事業の教育との連携と支援

JOCは「オリンピックの素晴らしさや価値」を世に伝えるために「オリンピックコンサート」、「オリンピックデーラン」等様々なムーブメント事業を展開している。こうしたムーブメント事業を広く若年層まで浸透させるためには、学校教育との連携も必要であり、財政的にも支援が欠かせない。

(財)日本オリンピック委員会 加盟団体一覧


1	(財)日本陸上競技連盟
2	(財)日本水泳連盟
3	(財)日本サッカー協会
4	(財)全日本スキー連盟
5	(財)日本テニス協会
6	(社)日本ボート協会
7	(社)日本ホッケー協会
8	(社)日本アマチュアボクシング連盟
9	(財)日本バレーボール協会
10	(財)日本体操協会
11	(財)日本バスケットボール協会
12	(財)日本スケート連盟
13	(財)日本アイスホッケー連盟
14	(財)日本レスリング協会
15	(財)日本セーリング連盟
16	(社)日本ウエイトリフティング協会
17	(財)日本ハンドボール協会
18	(財)日本自転車競技連盟
19	(財)日本ソフトテニス連盟
20	(財)日本卓球協会
21	(財)全日本軟式野球連盟
22	(財)日本相撲連盟
23	(社)日本馬術連盟
24	(社)日本フェンシング協会
25	(財)全日本柔道連盟
26	(財)日本ソフトボール協会
27	(財)日本バドミントン協会
28	(財)全日本弓道連盟
29	(社)日本ライフル射撃協会
30	(財)全日本剣道連盟
31	(社)日本近代五種・バイアスロン連合
32	(財)日本ラグビーフットボール協会
33	(社)日本山岳協会
34	(社)日本カヌー連盟
35	(社)全日本アーチェリー連盟
36	(財)全日本空手道連盟
37	(社)全日本銃剣道連盟
38	(社)日本クレール射撃協会
39	(財)全日本なぎなた連盟
40	(財)全日本ボウリング協会
41	日本ボブスレー・リュージュ連盟
42	全日本アマチュア野球連盟
43	(特非)日本スポーツ芸術協会
44	(社)日本武術太極拳連盟
45	(社)日本カーリング協会
46	(社)日本トライアスロン連合
47	(財)日本ゴルフ協会
48	(社)日本スカッシュ協会
49	(社)日本ビリヤード協会
50	(社)日本ボディビル連盟
51	(社)全日本テコンドー協会
52	(社)日本ダンススポーツ連盟
53	△日本カバディ協会
54	△日本セパタクロール協会
55	△日本チェス協会


※ △は承認団体

北京大会に向けて国から投下された強化費／年

中国
約120億円 

ドイツ
約274億円 


日本(JOC)
約25億円 

シンガポール
約148億円 

2008					
順位	国名	金	銀	銅	計
1	中国	51	21	28	100
2	アメリカ	36	38	36	110
3	ロシア	23	21	28	72
4	イギリス	19	13	15	47
5	ドイツ	16	10	15	41
6	オーストラリア	14	15	17	46
7	韓国	13	10	8	31
8	日本	9	6	10	25
9	イタリア	8	10	10	28
10	フランス	7	16	17	40
19	カナダ	3	9	6	18
71	シンガポール	0	1	0	1

USOC
約165億円 

イギリス
約120億円 

オーストラリア
約110億円 

カナダ
約24億円 

